

きそほうじん

発行所：(一社)木曾法人会 ☎ 0264 (22) 4243 編集：広報委員会
印刷：木曾オールプリント(株) ☎ 0264 (21) 3166

平成 28 年 2 月発行

No. **80**
2016 / FEB.

- 目次**
- ② 法人会長あいさつ
 - ③ 木曾税務署長 新年のごあいさつ
 - ④ 役員合同研修会開催
 - ⑤～⑥ 税務署からのお知らせ
(確定申告書作成・ダイレクト納付)
 - ⑦ 青年部コーナー
 - ⑧～⑨ 税務署からのお知らせ
(財産債務調書)
 - ⑩ 事務局日誌

木曾郡租税教育推進協議会長賞 最優秀賞
木曾町立福島小学校
6年 木田村 美 紅さん



木曾郡租税教育推進協議会長賞 優秀賞
木曾町立日義小学校
6年 越取 千夏さん



木曾税務署長賞

木曾町立福島小学校
6年 神山 耕輔さん



木曾地方事務所長賞

南木曾町立南木曾小学校
6年 澤田 歩美さん



一般社団法人木曾法人会長賞

木曾町立福島小学校
6年 山下 夏里さん

— 小学生の税に関するポスター —

木曾郡租税教育推進協議会（法人会・会員）では、税に関するポスターを募集しています。今年度の入賞作品をご紹介します。



一年の計は元旦にあり

木曽法人会長 大沢 謙一



法人会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。会員の皆様はじめ木曽税務署の皆様、関係各位のご支援ご協力により、各種事業は計画通り遂行しており心から感謝申し上げます。

さて、おめでたさも早々と萎んできたような新年の幕開けとなっています。昨年来の原油安とチャイナインパクトさらにFRBの利上げによって、株価も昨年末の1万9千円台から1万6千円台に行ったかと思うと、日銀のマイナス金利0.1%発動で1万8千円あたりまで急回復、乱高下を繰り返すといった様相です。加えて、甘利大臣の電撃辞任によりTPP交渉にも暗雲が立籠め、混乱の中で波乱含みの一年を想起させるスタートの1月となりましたことは、皆さんご存じの通りです。さて、前回のお約束であります、昨年10月15日木曽法人会主催の大石先生講演のサマリーです。ポイントはインフラ＝資産であるということです。演題は「インフラ整備がもたらす“地方創生”と“経済成長”」でありました。2013年時点で日本の輸出依存度は14.6%、反対に韓国は42.9%、ドイツは39.9%もあるという事実。日本より輸出依存度が下回る国は、アメリカ9.4%とギリシアくらいとのことです。因みに、中国は23.3%、イギリスは18.8%です。マスコミの論調では日本を輸出国と囃し立てています。正しい認識を持って下さい、日本は圧倒的な内需国であると。それほどの内需国でありながら、インフラ整備には遅れをとっているとの指摘。では、インフラで何が圧倒的に遅れているかということなのです。それを大石先生は「モビリティー」（移動のしやすさ）の遅れと指摘されています。ICE（ドイツの新幹線）を例にすると、ICEはドイツ国内の30万人を超える都市全てを結んでいるとのことです。またアウトバーンに代表されるドイツの自動車交通網は、日本とドイツを比較すると、1時間当たりの到達可能範囲は8,200kmの日本に対しドイツは25,000kmという、実に3倍以上の違いをも

たらしているそうです。このことは輸送物量とそのコストの差となって経済に跳ね返ってきます。また通勤の容易さにも表れ、通勤時間の短さや人の住む処と働く処との距離の広がりを示しています。つまり、人々の日常移動に費やす時間的余裕度が、日本とドイツでは違うということをお教えしてくれます。通勤時間往復で1時間のドイツと2～3時間の日本では、暮らしの豊かさが圧倒的に違うということです。この様に、インフラストックの差は、暮しに「安全」「効率」「快適」をもたらし、国の経済成長や経済競争力に差を生み出しています。2月1日の日本経済新聞朝刊に、米ハーバード大学教授ダニ・ロドリック博士寄稿のグローバルオピニオンに「公共事業投資の意義、再評価を」と飯野克彦編集委員が「開発経済学問い直すとき」の記事が掲載されていました。大石先生と同様の考えがそこに示されていました。講演を聴かれた心ある人なら、木曽に一本の高速道路があれば、木曽の魅力が解き放たれ、地域に活力と活性をもたらすと、きっと思われることでしょう。その様な示唆に富んだ講演でした。

今年は申年、災いや困難は去り、良きことが来る年でもあります。そうそう、一年の計は元旦にあり。我が家では今年のカレンダーに、願いと目標、行事予定をそれぞれが書き込み計を立ててみました。家族大いに盛り上がり、楽しい団欒となりました。勿論、法人会のことも、きっと皆様にとって有益な会にしようと元旦の計に書き添えました。会員の皆さんそれぞれも、どうか一年の計を達成され良い年となりますよう祈念いたします。今年も宜しく願いいたします。

大石 久和氏講演会
（10月15日）
木曽合同庁舎



新年のごあいさつ

木曽税務署長 山口 晃一



新年明けましておめでとうございます。

平成 28 年の年頭に当たりまして、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人木曽法人会の皆様方におかれましては、お健やかに新たな年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は、大沢会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、税務行政に対し深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。貴会におかれましては、決算説明会など各種研修会や講演会の開催、租税教育事業、社会貢献事業など様々な活動を展開されております。引き続き活発な法人会活動を展開され、更に魅力ある法人会としていただきますよう、ご期待申し上げます。

さて、日本政府観光局の発表によれば、昨年 1 年間の訪日外国人旅行者数は前年の 47% 増という飛躍的な伸びを示し、約 1973 万人となったということです。政府はビザの緩和などの訪日客増加への具体策を引き続き推進していますので、この流れは今後も続くものと考えられます。木曽地域におきましては、一昨年に御嶽山の噴火があり、その後の観光関連業をはじめとした地域経済への影響は深刻と聞いておりますが、今後、登山者の安全確保の充実等の対策が行われることにより、訪日外国人旅行者の増加という時流に乗って、噴火前以上の賑わいとなるよう祈念申し上げます。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、少子高齢化、社会経済のグローバル化・ICT 化の中で大きく変化しております。このような中、納税者の自発的な納税義務の履行を円滑に実現するという私どもの使命を果たし、納税者の皆様から更なる理解と信頼を得ていくためには、私どもの力だけでは自ずと限りがあり、皆様方のお力添えが不可欠であると考えております。

特に、社会保障・税番号制度につきましては、本年 1 月から既に個人番号及び法人

番号の利用が開始されております。私どもといたしましては、納税者の皆様が制度への理解を深め、導入に対し適切に対応していただけるよう、これまで以上に積極的な周知・広報に取り組むこととしておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

間もなくいたしますと、平成 27 年分の確定申告が始まります。平成 27 年分の確定申告期は、引き続き自宅等からの ICT を利用した申告を推進することとしております。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用していただきますと、画面案内に従って入力することによって、計算誤りのない申告書を簡単に作成できます。また、本年からは給与所得者又は公的年金所得者の方が、より分かりやすく入力できるように専用の作成画面が新設されております。是非、会員の皆様方から従業員の方々へ、国税庁ホームページの当コーナーの利用をお勧めいただきますようお願い申し上げます。

結びに当たり、一般社団法人木曽法人会のますますのご発展と会員企業のご繁栄、会員の皆様方のご健勝を心から祈念申し上げ、新年の挨拶といたします。



平成 27 年度 納税表彰式
(11 月 13 日 木曽税務署)

役員合同研修会・交流会の開催

—— 山口税務署長さん、砂山社長さんを講師に ——

1 月 28 日、上松町「ひのきの里総合文化センター」において、総務委員会主管により、理事会役員・各委員会の委員・青年部女性部役員による合同研修会が行われ、43 名の多数の役員が出席しました。

第一部は、山口木曾税務署長さんを講師に、「国税査察官の仕事」と題した税務研修。国税庁の使命・組織の概要に始まり、脱税者に対する刑事責任の追及や“一罰百戒”の他の納税者抑止効果のお話のあと、査察調査の流れ・財産の隠匿場所の事例や査察事件の判決の状況などプロジェクターを利用してのお話でした。役員の皆さんは普段あまり聴く機会の無いお話に興味深く関心を示していました。



講演する山口税務署長さん

の流れと共に、素晴らしい「あい愛」の経営理念・企業戦略を聴くことができました。

研修会後は、全役員が一堂に会しての新年交流会が行われました。依馬総務委員長の司会の下、大沢会長による新年のあいさつに続き、中澤統括国税調査官さんによる乾杯。今回は、理事会・女性部・青年部の役員の皆さんが加わったことから、各席とも話が弾み、各支部の状況や委員会事業への抱負など、新年度にける話題が飛び交いました。また、初対面の方たちにとっては名刺交換の場面も広がり、業種・地域を越えた法人会ならではの異業種交流の場となりました。新事業としての研修会・交流会でしたが、次回に繋がる有意義で実りある事業となりました。



講演する砂山社長さん

第二部は、青年部員で税制委員の地元企業、(株)あい愛の砂山 右近社長による「新規事業への取り組み」と題した建設業経営に並行して介護福祉事業へ進出したお話でした。

当時の建設業界の置かれている状況と将来の動向を見て、社内連携による決断までの状況から、事業を立ち上げるまでの苦労話など。特に木曾から塩尻へ進出しての 2012 年の介護付有料老人ホームのオープンから、現在取組中の栃木県小山市での新施設の建設に至るまでの市場調査・社内連携・資金調達・人材確保など一連



○国税局・税務署からのお知らせ

確定申告書は自宅で作成し郵送で提出！

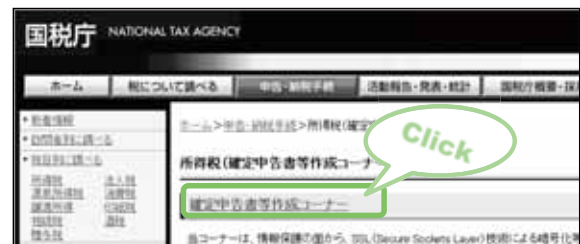
確定申告期間中（2/16～3/15）は、**確定申告会場は大変混雑し**、長時間お待ちいただくこととなります。
 国税庁ホームページ「**確定申告書等作成コーナー**」を利用すれば、**ご自宅**で確定申告書等が作成
 できます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
 ※ご案内の画面は平成26年分の「確定申告書等作成コーナー」を使用しているため、変更になる場合があります。

www.nta.go.jp

国税庁

検索

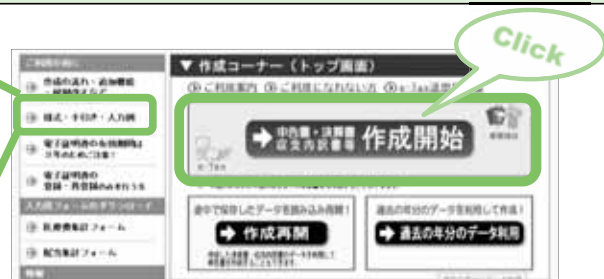
1 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を選択します



2 「作成開始」を選択します

ポイント！

「様式・手引き・入力例」には、所得税における給与所得や医療費控除などの入力編、贈与税における住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合編など、様々な入力例がありますのでご覧ください。



3 提出方法を選択します



申告書等の提出方法を選択してください。

印刷して書面で提出する場合は、右の「書面提出」をクリックしてください。

e-Taxで送信する場合は左の「e-Tax」をクリックしてください。

e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

4 書面で出力し、管轄の税務署へ郵送等でご提出ください

※ プリンタがない場合でも、PDFファイルで保存すればコンビニ等で出力可能です（プリント代がかかります。）。

※ e-Taxや確定申告書等作成コーナー等のパソコン操作に関するお問合せは、
 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（☎ 0570-01-5901）へお問い合わせください。

【受付時間】

平成28年1月中旬～3月15日（火）は → 9時～20時、左記以外の期間は → 9時～17時
 （土、日、祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。※受付時間は変更になる場合があります。）

国税の納付は、簡単・便利な ダイレクト納付をご利用ください



ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。



徴収高計算書データの送信に電子証明書やICカードリーダライタは不要です。また、ダイレクト納付にも、電子証明書等は不要なので、源泉所得税及び復興特別所得税を納めている方に、特におすすめです。

簡単

- インターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な手続で利用可能！
- インターネットバンキングの契約が不要！
- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！

便利

- 即時又は納付日を指定して納付することが可能！
- 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能！

ダイレクト納付を利用するには

① ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご確認ください。

② 利用者識別番号を取得する

e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください（即時発行されます）。

③ ダイレクト納付利用届出書を提出する

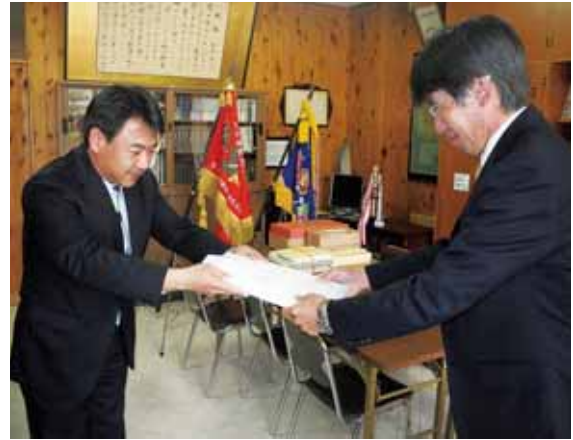
「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」（P3）に署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。

5 年生に 税の解説付き“下敷”を寄贈 — 青年部租税教育活動・社会貢献事業 —

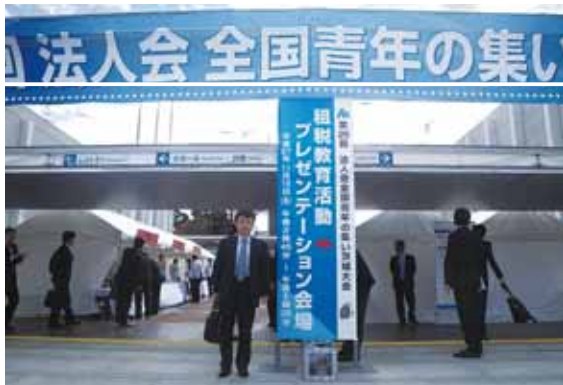
青年部は平成 23 年度から毎年、郡内小学校 5 年生の児童の皆さんに、租税教育用下敷を寄贈しています。11 月 11 日からの「税を考える週間」に合わせ、役員が手分けをして各小学校へお届けしました。今年のテーマは『もっとブラジルを知ろう！』です。8 月～9 月に夏季オリンピック・パラリンピックがリオデジャネイロで開催されます。また税金の使われ方などを解りやすく記載した豆知識も載っています。

これから「税に関するポスター」の作成などで参考になる、分かりやすい内容です。



木祖小 中野校長先生へ贈呈（11 月 11 日）

全国「青年の集い」茨城大会参加



11 月 19 日～20 日、水戸市の県立文化センターと水戸プラザホテルにおいて、全国青年の集いが開催され青木青年部長が参加しました。租税教育活動のプレゼンテーションや「青年部会活動の充実」をテーマに全国部会長による円卓会議が行われ、翌日の大会は、「いのちの絆を宇宙に求めて」と題した、宇宙航空研究機構 [JAXA] 名誉教授の的川 泰宣 氏による記念講演と大会式典が行われました。

青年部が税金クイズ実施

青年部は 2 月 7 日、木曽福島体育館において松本バスケットボール協会主催の第 2 回木曽郡中学生女子バスケットボール教室大会の共催をしました。開会式の後、参加 6 チーム 55 名の選手の皆さんを対象に税金クイズを実施しました。大沢法人会長のあいさつに続き、青木青年部長が夫々の設問に解説を加えた説明をし、選手の皆さんに税金に対する理解を深めて頂きました。

今後も継続して実施することとなり、法人会からは、優勝チームに公式ボール 1 個が授与されました。

— 第 2 回木曽郡中学生 女子バスケットボール教室大会共催 —



～税務署からのお知らせ～

「財産債務調書」の提出制度が創設されました

制度の趣旨

平成 27 年度税制改正において、所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、財産及び債務の明細書を見直し、一定の基準を満たす方に対し、その保有する財産及び債務に係る調書の提出を求める制度が創設されました。

制度の概要等

◎ 財産債務調書を提出しなければならない方

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額（注 1）が 2 千万円を超え、かつ、その年の 12 月 31 日において、その価額の合計額が 3 億円以上の財産又はその価額の合計額が 1 億円以上の国外転出特例対象財産（注 2）を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を提出しなければなりません。

（注 1） 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除後の所得金額の合計額を加算した金額です。ただし、①純損失や雑損失の繰越控除、②居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、③特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、④上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、⑤特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除、⑥先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。

（注 2） 「国外転出特例対象財産」とは、所得税法第 60 条の 2 第 1 項に規定する有価証券等並びに同条第 2 項に規定する未決済信用取引等及び同条第 3 項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。

◎ 財産の価額

財産の「価額」は、その年の 12 月 31 日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。

（注）「時価」とは、その年の 12 月 31 日における財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、専門家による鑑定評価額、金融商品取引所等の公表する同日の最終価格（同日の最終価格がない場合には、同日前の最終価格のうち同日に最も近い日の価格）などをいいます。「見積価額」とは、その年の 12 月 31 日における財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額をいいます。なお、「見積価額」の具体的な算定方法につきましては、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載している法令解釈通達等でご確認ください。

◎ 財産債務調書への記載事項

財産債務調書には、提出者の氏名・住所（又は居所）に加え、財産の種類、数量、価額、所在並びに債務の金額等を記載することとされています（財産及び債務に関する事項については、「種類別」「用途別」（一般用及び事業用）、「所在別」に記載する必要があります。）。

（注）「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、当該事業又は業務以外の用に供することをいいます。

◎ 財産債務調書提出の期限等

財産債務調書は、その年の翌年の 3 月 15 日までに所得税の納税地の所轄税務署長に提出していただく必要があります。

（注）法施行後の最初の財産債務調書の提出期限は、平成 28 年 3 月 15 日（火）になります。

財産債務調書（合計表）の記載例

財産債務調書の提出に当たっては、別途、「財産債務調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

（調書）

（合計表）

平成××年12月31日分 財産債務調書

財産及び債務を有する者 氏名 国税 太郎 (電話) 03-XXXX-XXXX

住所 東京都千代田区西の国3-1-1

財産の区分 種類 所在地 数量 (単位) 価額 (円)

土地 所有 東京都千代田区西の国3-1-1 1 250,000,000

建物 所有 東京都千代田区西の国3-1-1 1 38,961,915

有価証券 所有 上場株式(円金) 1,000 株 6,450,000

現金 所有 現金 1,000 円 1,000

債権の区分 種類 所在地 数量 (単位) 価額 (円)

債権 所有 債権 1,000 円 1,000

負債の区分 種類 所在地 数量 (単位) 価額 (円)

負債 所有 負債 1,000 円 1,000

財産の価額の合計額 396,411,915 負債の価額の合計額 65,000,000

平成××年12月31日分 財産債務調書合計表

氏名 国税 太郎 (住所) 東京都千代田区西の国3-1-1 (電話) 03-XXXX-XXXX

財産の区分 財産の価額(円) 負債の区分 負債の価額(円)

国内財産 250,000,000 国内負債 31,000,000

国外財産 38,961,915 国外負債 8,000,000

有価証券 6,450,000 現金 8,000,000

現金 1,000 債権 8,000,000

債権 1,000 負債 1,000

財産の価額の合計額 396,411,915 負債の価額の合計額 65,000,000

財産の区分ごとに価額の合計額を記入

全ての財産の価額と負債の金額の合計額を記入

※ 財産債務調書を提出する方が、「国外財産調書」を提出する場合には、その財産債務調書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項（当該国外財産の価額を除きます。）の記載は要しないこととされています。

その他の措置

- ① 財産債務調書を提出期限内に提出した場合には、財産債務調書に記載がある財産又は債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%軽減されます。
- ② 財産債務調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産又は債務の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その財産又は債務に関して所得税の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、過少申告加算税等が5%加重されます。

- 国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)には、調書や合計表の様式のほか、制度についてのQ&A、法令解釈通達等を掲載しております。
- 税務署での面接によるご相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

なお、ご予約の際には、お名前、ご住所、ご相談内容等をお伺いいたします。

11月

- 9日 県連税制委員会（千曲市）
- 13日 平成27年度納税表彰式（税務署）
- 19日～20日
全国青年の集い 茨城大会（水戸市）
- 20日 ブロック別税務研修会
（上松町・大桑村）



ブロック別税務研修会
（11月20日・上松町・大桑村）



12月

- 1日 関信越局連管内事務局担当者研修会
（さいたま新都心）
- 9日 アフラック「法人会特別推進運動」
表彰式（長野市）
- 18日 県連事務局長会議（松本市）

法人税・消費税決算説明会
（2月2日・木曽福島会館）



事務局日誌

1月

- 14日 関東信越国税局長来所（法人会）
- 28日 第3回理事会・合同役員研修会
（上松町）



関東信越国税局長来所
（1月14日・法人会）



第3回理事会
（1月28日・上松町）

2月

- 2日 法人税・消費税決算説明会
（木曽福島会館）
- 7日 第2回木曽郡
中学生女子バスケットボール教室大会
（青年部協賛・木曽町）
- 8日 県連理事会・局幹部との協議会（長野市）



第2回木曽郡中学生
女子バスケットボール教室大会
（2月7日・木曽町）